ニ　掘削時災害防止規程（温泉法施行規則第一条の二第十号に規定する掘削時災害防止規程をいう。次号ニにおいて同じ。）

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第四条第一項第一号から第三号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類

ヘ　申請者が温泉法第三条第二項に規定する権利を有することを証する書類

ト　申請者が温泉法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

十一　設備整備計画に法第七条第四項第十号に掲げる行為（温泉法第十一条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図

ロ　当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図

ハ　当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則第一条の二各号に掲げる基準に適合することを証する書面

ニ　当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、当該行為が温泉法第十一条第二項において準用する同法第四条第一項第一号から第三号まで又は同法第十一条第三項において準用する同法第四条第一項第一号若しくは第三号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類

ヘ　申請者が温泉法第十一条第二項又は第三項において準用する同法第四条第一項第四号から第六号までに該当しない者であることを誓約する書面

（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の使用期間

二　再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

三　整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

四　設備整備計画に法第七条第四項第一号又は第二号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ロ　転用の時期

ハ　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ニ　その他参考となるべき事項

五　設備整備計画に法第七条第四項第一号又は第二号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　当該行為に係る土地の所有者の氏名又は名称

ハ　当該行為に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ　権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ　当該行為に係る土地の利用状況及び普通収穫高

ヘ　転用の時期

ト　転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要

チ　その他参考となるべき事項

六　設備整備計画に法第七条第四項第四号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該行為に係る森林の所在及び当該森林の土地の面積

ロ　当該行為の着手及び完了の予定年月日

七　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項（当該行為が皆伐による立木の伐採に該当する場合にあっては、ハに掲げる事項を除く。）

イ　伐採箇所の所在及び面積

ロ　伐採をしようとする立木の樹種及び年齢

ハ　伐採材積

ニ　伐採の方法

ホ　伐採の期間

ヘ　森林法第三十四条第十項ただし書に規定する森林に係る伐採にあっては、その旨

八　設備整備計画に法第七条第四項第五号に掲げる行為（森林法第三十四条第二項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該行為に係る森林の所在

ロ　当該行為の方法

ハ　当該行為の着手及び完了の予定年月日

九　設備整備計画に法第七条第四項第六号に掲げる行為を記載する場合（設備整備計画に同条第三項第二号の漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、当該行為に係る漁港の名称及び当該行為の内容

十　設備整備計画に法第七条第四項第七号に掲げる行為（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第七条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、次に掲げる事項

イ　海岸保全区域の占用の期間

ロ　海岸保全区域の占用の場所

ハ　工事実施の方法

ニ　工事実施の期間

十一　設備整備計画に法第七条第四項第七号に掲げる行為（海岸法第八条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合（設備整備計画に法第七条第三項第三号の海岸法第八条第一項の許可を受けなければならない行為を記載する場合を含む。）にあっては、次に掲げる事項

イ　当該行為が海岸法第八条第一項第一号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　土石（砂を含む。以下同じ。）の採取の期間

(2)　土石の採取の場所

(3)　土石の採取の方法

(4)　土石の採取量

ロ　当該行為が海岸法第八条第一項第二号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　施設又は工作物を新設又は改築する場所

(2)　工事実施の方法

(3)　工事実施の期間

ハ　当該行為が海岸法第八条第一項第三号に掲げる行為に該当する場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該行為の内容

(2)　当該行為の期間

(3)　当該行為の場所

(4)　当該行為の方法